

敦賀市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査（現地監査）の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月2日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	有	馬	茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査（現地監査）

3 監査の対象

愛発公民館、北公民館、西公民館

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から5月末まで）における事務の執行状況

5 監査の実施日

令和2年7月22日

6 監査の実施内容

各公民館における事務の執行について、正確性、合规性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類及び現地の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）現金の取扱いは適切に行われているか。
- （4）施設及び備品等の管理は適正に行われているか。
- （5）その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各公民館における事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

- (1) 各公民館に設置の消火器について、備品として台帳に記載があるものと、消耗品扱いしているものとがあるため、全庁的な統一基準のもとに管理するよう検討されたい。
- (2) 愛発公民館の電気料金について、学校施設に合わせた大容量のままの料金設定となっているため、設備の改修も含め長期的な視点により料金の削減を検討されたい。
- (3) 公金取扱マニュアルにおいて、施設使用料等の現金は、原則即日または翌日までに納入することとしているが、実際には、数日分まとめて納入する運用となっている。公民館において、即日または翌日納入は現実的ではないと思われるため、事務の効率化と併せ、適正な運用ができるようマニュアルの見直しを図られたい。